

4 年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 本山町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	99.3 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	76.5 %
全職員	74.8 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	0 %
本庁課長補佐相当職	97.3 %
本庁係長相当職	104.5 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.7 %
31～35年	96.2 %
26～30年	101 %
21～25年	90 %
16～20年	— %
11～15年	77.4 %
6～10年	100.6 %
1～5年	107 %

【説明欄】

【算出方法】

任期の定めのない常勤職員より、勤務時間が1/2未滿の職員は算出の対象に含まない。また、勤務時間が1/2以上の職員は「0.5人」、3/4以上の職員は「0.75人」とカウントする。

【全職員における差異について】

「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のうち、会計年度任用職員の女性の割合が高く、全職員の占める割合が高いことが影響していると考えられる。

【役職段階別における差異について】

「本庁部局長・次長相当職」において、該当する職員なし。「本庁課長相当職」については、該当する女性職員がいないため0%とする。

【勤続年数別における差異について】

「16～20年」において、該当する職員なし。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。